

働者にこの情報を通知するよう周知していただきたい(回答)事業者に対して、当該業務従事者に通知させることはできないため、困難である。

オブジーボ治療のように治療手段の進展もあるので、健康管理制度のより積極的な周知徹底が重要になっている。Mさんが健康管理手帳を取得していれば早期発見で救命できた可能性があった。

**SANYO-CYP社、発症20名に  
全国認定累計45名(昨年度末)**

前述のAさんとMさんを含めるとSANYO-CYPにおける胆管がん発症者は20名(労災認定は19名)になった。むろん一企業としては突出している。

一方、同社以外での労災認定者数は26名で、全国合計で45名となった(2018年度末まで)。2017年度末時点よりも3名増加した(愛知局1, 大阪局1, 福岡局1)。厚生労働省から提供された2018年度末における労災補償状況は前頁表のとおりである。

(関西労働者安全センター)

## 平均賃金の不当低額問題

### 大阪●自庁取り消しから再決定

本誌5月号で報告した、中皮腫で労災認定された50代男性電気工Tさんが、労災認定されたはいいが、想定より著しく低い給付基礎日額(平均賃金)にされた問題。

もともと労災請求を受け付けたのは、Tさんの最終曝露職場となったS電気商會を管轄する堺労働基準監督署。

この堺署が、Tさんの「S電気商會での仕事で石綿曝露したはずだ」という申し立てを、ずさんな調査によって否定。17年前に離職したN電気工事店を最終職場と判断し、ここを管轄する岸和田署に書類を送って、岸和田署が支給決定を行ったのだが、当

時の賃金記録がないために賃金統計に基づく平均賃金決定がなされた。

この額が、発症直前にS電気商會で支給された給与に基づく平均賃金計算額の半分近いものだった。

支給決定後、Tさんに同行して岸和田署に「どうしてそのようなことになったのか?」説明を聞いたところ、これはどうも大変おかしいぞ、ということになった。

Tさんがあらためて詳細な報告書を1月22日に岸和田署に提出し、担当者と労災課長に対して是正を求めた。Tさんの報告書というのは、S電気商會のときに従事した堺市関係の現場で

「石綿がある」と会社から言われた現場で石綿含有箇所と思われるところをドリルで穴をあけるなど作業を行ったということについて、その現場の写真を撮りに行き、説明を付した内容であった。岸和田署に報告書を提出して再調査を求めるとともに、堺市の担当部局に行き、大浜高層住宅での工事の説明を求めた。工事資料や、石綿含有ということが真実であれば(Tさんはあくまで会社から聞いていただけ)あるであろう石綿分析報告書を開示してくれと申し入れたのだ。

これに対して堺市は、ごく短期間に該当資料や石綿分析報告書(石綿含有あり)を提供してくれたので、その足でとなりの合同庁舎3階に入っている堺署労災課を訪ね、西山労災課長と担当者に入手した資料を示して「あなたたちはこれらの資料を堺市から取り寄せるという、当たり前調査をしたのか?」と尋ねたところ「していません」と答えたので、Tさんといっしょに腹がたつやらあきれんやら、であった。その場でコピーをさせたが、労災課長は謝るでもなく、再調査するということもなく、「岸和田署が決めたことですから」と言うばかりであった。

岸和田署にも行ったところ「堺からコピーを送ってきました」と呑気に話すので、「新たな資料を提出したのであるから、再調査して堺にもどしてくれ」と申し入れた。

こうして岸和田署がようやく動くようになった。

その後、「審査請求もしいてださいね」という「ありがたい」お

話も労基署からあって、さらに怒りはつものつた。岸和田署が自庁取り消ししないという最悪の場合もあるので無論、審査請求もしておかざるを得ない。

ところが審査請求を受理した審査官から「休業補償支給決定処分を取り消しを求める審査請求をしているが、これはまちがいですよ。平均賃金決定の取り消しを求める審査請求を厚生労働大臣に申しなさい」という電話が本人にあり、これも審査官に「そういうこともあり得るけど、支給決定処分そのものを取り消すという審査請求でよいのだ！まわりのほかの審査官に聞いてみる！原処分庁とも話をしているからそっちにも聞いてみる！」という、これまで経験したことのない話をさせられた。その後、その新米審査官からは何の連絡もない。なんでこんなにオカシな人たちにあたるんだらうか。

話をもどすと、堺市関係ではもうひとつ、大仙公園便所改修工事があったので、これについても大浜高層住宅と同様に堺市から工事資料と石綿分析報告書(石綿含有あり)を入手したので、これも岸和田署に提出した。

堺市はこの件については親切であった。私たちは労基署が来たらく説明してくれとも頼んだ。その後、岸和田署の複数の労災課員が堺市を訪れたと聞いたが、その後ほとんどなくして、岸和田署が自庁取り消し処分をおこなない、堺にもどしたという連絡を受けた。

ようやく本来の適正な平均賃

金に基づく堺署の支給決定をいまかいまかと待っていた年度末に近くなったころ、堺署の西山課長から「局の方に話が아가っているからもう少しかかる」というおかしな話があり、こんどは4月にはいってすぐ、ナント「局から本省にも協議した結果、やっぱり審査請求でやってもらうことになった、岸和田署の自庁取り消しは(またこれを)取り消しになります」という、これまた前代未聞の電話がかかってきた。

もはや大騒ぎにすることを覚悟したのであったが、数日して西山課長から「やっぱり堺署で決め直すことにしました」との連絡があった。

全然信用できないなかで待っていたが、4月15日付けで岸和田署の変更決定(本件保険給付について、いったん当署において支給したが、再調査の結果、最終曝露事業場が堺労働基準監督署管内であると認められたため)、堺署の支給決定がTさんに送られてきた。

この間、岸和田署の支給決定に関する資料が開示され、決定に至った調査復命書を読むことができた。

堺署がこの件を岸和田署に移送した理由が判明した。

「発症時に所属していたS電気商会での石綿曝露は認められず、労働者としての最終曝露は岸和田署管内のN電気工事店であると認められる」ということだった。

堺署は、N電気工事店からS電気商会までの間の本人が職


歴申立書で述べた会社に対して、「雇用関係および石綿曝露作業の有無に係る確認調査について(以来)」と題した簡易な調査回答票を送付し、その回答に基づいて、雇用関係があるかどうか、石綿曝露があるかどうかを判断していた。

事業主の回答によって、労働者性や石綿曝露の有無について本人の申し立てに疑問が生じた場合でも、一切本人には再聴取等は行わないまま決定していたわけである。

雇用関係については、質問項目に「当該労働者の雇用の有無」で有か無を回答させ、無であれば、最後の質問「当該労働者について」に飛んで、「雇用関係ではなく請負関係であったか」「まったく知らない」の2択で回答させる、というものだ。

労災保険における労働者性の判断は、形式上や呼称上、一人親方とされたり、請負とされたりしている場合は、実質的に使用従属関係があるかどうかを慎重に判断しなければならない。

しかし、堺労基署の調査票はそうした観点がまったく欠落している。

結局、堺署の岸和田署への移送判断は、S電気商会における石綿曝露作業を見落とした大きな誤り、という点だけではなく、労働者性判断などおけるきわめてずさん、安易な調査方法という見過ごせない問題点によって構成されていたことがわかったのだ。 

(関西労働者安全センター)